

令和5年度IT産業等振興事業委託業務に係る 企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度IT産業等振興事業委託業務

2 業務の目的

IT技術を活用した生産性向上や省力化など様々なニーズが発生し、市場拡大が見込まれるIT産業において課題とされている人材不足に対応するため、業界説明会や職場見学会を実施し、道内IT産業の認知度向上と道内企業の業務や職場環境に対する理解を促進させることにより、一般求職者等の正社員就職を促進するとともに、企業が求める人材確保を支援し、良質な雇用による正社員就職者の創出及び確保を図る。

3 委託業務の内容

(1) 道内IT業界説明会の実施

道内IT業界の現状や道内IT企業における事業内容について理解促進を図るとともに、道内IT企業における人材確保のため、主に道内外の一般求職者や新規学卒予定者などを対象とした、説明会を企画・運営する。

ア 説明会概要

- (ア) 開催時期 令和5年6月から8月頃までを想定（6時間以内を想定）
- (イ) 開催地 札幌市内（1回）、首都圏（1回：東京都内を想定）
- (ウ) 実施内容 説明会冒頭に道内IT業界全体に係る講演等を行い、理解促進を図るとともに、道内IT企業ごとの個別説明会を実施すること。

イ 参加企業

個別説明会には、各回15社程度の道内IT企業を参集すること。

なお、より多くの参加者が得られるよう、多様な分野の企業が参加するよう努めること。

ウ 参加者募集

新規学卒者や求職者など各回70名程度を想定。

チラシ等を作成し、札幌市内開催では、道内の大学やIT系専修学校、高等技術専門学院等の各種教育機関や札幌圏のハローワークに送付し、首都圏開催では、首都圏をはじめとする道外の大学やIT系専修学校等各種教育機関などに送付すること。

また、インターネット等を活用するなど、多くの参加者が集うように周知する。

エ 説明会に係る企画・調整

参加企業の伝えたいこと、参加者が知りたいことを的確に把握し、短時間で効果的な説明会となるよう、当日のスケジュール及び参加者情報の共有等の運営方法について企画し、参加企業等と調整の上実施すること。

オ アンケートの実施

説明会の参加者に向けて、本説明会により道内IT産業の現状やIT企業の事業内容等への理解を深めることができたかなどについて把握するとともに、参加企業に対して事業の満足度等を把握するようアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

(2) 道内IT企業職場見学会の実施

道内 I T 企業における事業内容及び職場環境について理解促進を図るとともに、道内 I T 企業における人材確保のため、主に道内外の一般求職者や新規学卒予定者、進路担当教員などを対象とした、道内 I T 企業職場見学会を企画・運営する。

ア 職場見学会概要

- (ア) 開催時期 令和 5 年 10 月～令和 6 年 1 月頃までを想定
新規学卒予定者等の参加が最も多く得られる日時に実施
(各社 2 時間以内を想定)
- (イ) 開催地 道内在住者向け：札幌市内（1 回）
道外在住者向け：オンライン（1 回）
- (ウ) 実施内容 道内 I T 企業の職場見学及び若手社員や O B 等との意見交換など訪問する企業の事業内容等の理解が深まる取組を実施すること。

イ 見学先企業

見学先企業は各回 2 社程度とし、道及び業界団体と調整して決定する。

ウ 参加者募集

新規学卒者や求職者などを対象として、各回 40 名程度を想定。

上記（1）とは別にチラシ等を作成し、道内外の大学や I T 系専修学校等各種教育機関などに送付するほか、インターネット等を活用するなど、多くの参加者が集うように周知すること。

エ 職場見学会に係る企画・調整

参加学生が知りたいことを的確に把握し、満足度の高い職場見学会となるよう、当日のスケジュール、参加者情報の共有等の運営方法について企画し、見学先企業と調整の上実施すること。

道内在住者向け見学会では、借上バスを用意すること。また、道外在住者向け見学会については、オンライン開催として準備すること。

なお、道内在住者向け見学会において、訪問先企業まで近距離の移動は徒歩を可能とし、昼食は参加者各自の負担とする。

オ アンケートの実施

見学会参加者に向けて、道内 I T 企業の業務内容や職場環境への理解を深めることができたかなどについて把握するとともに、参加企業に対して、事業の満足度等を把握するようアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

(3) 事業実施報告書の作成及び提出

ア 事業実施報告書

上記（1）～（2）の業務に関する報告書：紙媒体 1 部、電子媒体（CD-R 等） 1 部

イ 提出期限

令和 6 年(2024 年) 2 月 29 日（木）

4 提案にあたっての留意事項

- (1) 原則として、委託経費の 50%以上を人件費（給与、講師謝金等）とすること。
- (2) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

ア アウトプット目標

業界説明会参加企業が 30 社以上、業界説明会参加者が 140 人以上、
職場見学会参加者が 80 人以上

イ アウトカム目標

良質な雇用による正社員就職者等が 8 人以上

※良質な雇用による正社員就職者等

地プロによる支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とすること。具体的には、次のアのいずれかに該当する者であって、地プロによる支援の結果、次のイの良質な雇用の基準を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ 1 週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 36 条の 2 から第 36 条の 4 に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「基準法」という。）第 32 条の 3 に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

- (イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(ア)に定める正社員でない者のうち、次の a から e までのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者
 - a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。
 - b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - c 週所定労働時間が 20 時間以上の労働者であること。
 - d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。
 - e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。
- (ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者
- (エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者
- (オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。

- a 就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が 200,100 円以上であること。
- b 月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。

- a 就労期間において支払われた所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。
 $200,100 \text{ 円} \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$
- b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。
 $20 \text{ 時間} \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

5 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約の日から令和 6 年(2024年) 2 月 29 日（木）まで

(3) その他

ア 本業務は、令和 5 年度の国の補助金の交付決定（国庫補助内示）前の準備行為として行うものであり、交付決定（国庫補助内示）日や国における交付（内示）額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額を変更する場合がある。なお、交付（内示）額が減額と

なった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

イ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことある。

ウ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

6 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施体制	① 実施体制・役割等
2. 実施手法	① 業務処理工程表・経費積算
3. 実施方策	① 道内 I T 業界説明会の実施 ② 道内 I T 企業職場見学会の実施
4. 実績	① 過去の実績
5. 追加提案（該当がある場合）	① 追加提案
6. 道施策との適合性（該当がある場合）	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」 ② 「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 「道内 I T 業界説明会の実施」及び「道内 I T 企業職場見学会の実施」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

カ 道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。

キ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

8 参加資格審査申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格審査申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）4 月 14 日（金）17 時（必着）
- (5) 提出場所 11 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 7 部
※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 6 部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

- (4) 提出期限 令和5年(2023年)4月14日(金)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他留意すべき事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)
北海道経済部産業振興局産業振興課成長産業係(担当:長谷川、中原)
電話 011-206-6756(直通) FAX 011-232-2139
電子メールアドレス hasegawa.akikazu#pref.hokkaido.lg.jp
nakahara.yoshie#pref.hokkaido.lg.jp
※@を#に変えていますので、@に置き換えの上送信願います。